

# 山梨県浄化槽保守点検業者 の登録に関する条例 が改正されました

- 近年、浄化槽の性能の高度化に伴い、高い維持管理技術が求められていることから、浄化槽法の改正（施行：令和2年4月1日）され、[浄化槽管理士]に対して定期的な研修機会を設けることとなりました。
- これを受け山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を改正し、山梨県知事から登録を受けた保守点検業者に対し、登録有効期間（5年）までに、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受講させることを義務化したものです。

## 改正内容

浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を登録の有効期間（5年）ごとに1回以上受講させること  
（保守点検業の更新登録申請書には、浄化槽管理士が講習を受講したことに係る事項の記載が必要）

## 経過措置

登録の有効期間が令和4年3月31日までに満了する保守点検業者については、その間の登録に係る上記研修の規定を適用しません。

～お問い合わせ～

山梨県森林環境部大気水質保全課・大気水質担当

055-223-1511 (taiki-sui@pref.yamanashi.lg.jp)